

放射能汚染環境改善のための除染計画について

水落 孝子



〔質問〕除染が必要と思われることから、除染計画実施プログラムの策定について伺う。

〔答弁〕【市長】これから出る国のガイドラインに基づいて策定する。

〔質問〕国のガイドラインを待たなければできないと言う重要な点は何か。

〔答弁〕【市長】放射線に関しては国がしっかりとすべきで、全ての基準を示していただけはないと動けない。

〔質問〕放射能対策室を設け、小学校・中学校・幼稚園・保育園等で、10メートルメッシュで測定し、除染計画に生かす資料づくりを進めているとのことだが、除染方法及び除染した

土をどこに保管しようとしているのか。

〔答弁〕【市長】除染をどう進めるかも、これから国から示されると思う。即応できるように準備している。取ったものは取った場所に置くというのが現時点での判断である。

〔健康調査について〕

〔質問〕子どもの健康調査を実施した丸森町の筆甫・耕野地区と越河・斎川地区で放射線量にどれだけの差があるのか。

〔答弁〕【市長】耕野児童館で10月13日に0.61となっており、その時の越河では測定器で違うが、0.58と0.78である。(いずれも単位はマイクログローベルト毎時)

〔質問〕違いはないわけであるから、国の指針を待つ、県に要望す

るだけでなく白石市での実施をしてほしい。

〔答弁〕【市長】要望を続けながら、市としても努力するとしか言いようがない。

〔市立保育園の民営化について〕

〔質問〕東・西保育園の民営化方針が出されたが、保育の実施責任を明確にしている児童福祉法との関連で問題となる点はないのか。

〔答弁〕【市長】児童福祉法第24条は直営か民営かを問うものではない。

〔質問〕保育の質・環境など保育内容の担保はなされるのか。

〔答弁〕【市長】国が定める保育指針に基づくので、格差はない。

〔質問〕例えば、リストラなどで保育料が遅れたり、払えなくなったりした場合でも退園を迫られるなどないか。

〔答弁〕【市長】認可保育園なので当然ありえない。

白石市の放射能対策について

沼倉 昭仁



〔質問〕白石市は11月1日付けで「放射能対策室」を設置した。「対策室」では、どのような対策がなされるのか、3つの項目についてお伺いする。

①国は、8月に「除染に関する緊急実施基本方針」を出した。白石市の「空間放射線モニタリング結果」によれば、白石市内の多くの地点で0.23マイクログローベルトを超えており、そのため、白石市も「独自の除染計画」を策定すべき区域に該当している。「除染計画」の作成のためにどのような準備をしているのか。

②白石市は消費者庁からの食品測定器の無償貸与を活用できること

になった。また食品測定器を独自に購入することも決めた。白石市には2台の食品測定器が配置されることとなるが、その測定器をどのように活用するのか、さらに、給食に使われる食材の徹底的な検査と測定値の公表、給食食材の産地分布の公表などについていかがお考えか。

③子ども達の被ばく量に関する定期的健康診断の実施、また、子ども達の内部被ばく量を確認できる体制を早急に整え実施すべきでないか。

〔答弁〕【市長】①市内の保育園、幼稚園、小中学校の詳細な放射線量の測定を10月25日から実施している。測定の仕方は10メートルメッシュで、1か所に

ついて、地上1センチ、50センチ、100センチと測定をして地図に落としていく。現在は越河、斎川、小原、大鷹沢については調査が終わっている。徐々に対象を拡大していきたい。

②消費者庁から貸与された測定器は12月5日から測定を開始している。

また、1月に納入予定の市が独自に購入した測定器が届き次第、給食の食材についても週に1回まとめて測る予定である。測定した結果やその産地についてはホームページで公表したいと考えている。

③県知事発言の記事を見ると、国が基準を定めて、この地域も調査しなさいと方針が出されたら実施するものとして取れる。そのため、今後も、国や県に対して、調査について要望をして参りたい。